

# 攻める労務管理 守る労務管理

石田 幹夫

5



## 有期労働契約の「雇い止め」をめぐる対応

6ヶ月の雇用期間契約で、期間満了のつど再契約し、6年にわたって就労していた女性臨時社員5名に対し、30日前に事業の不振、これに伴う縮小のため再雇用の契約はしない」と通告した。これに対し、すぐさま女性5名から反発の声があがつた。有期労働契約者との「雇い止め」の問題、さて労使攻防どう対応するか。

—女性陣の赤い炎—  
「6年も勤めたのに急にどうして」「臨時の私達だけで正社員の人はそ

のままとは不公平な」「法律はどうなっているか知らないが、私達は私達なりに一生懸命働いてきたつもりだ。詳しく説明をするのが本當だ」など赤い炎が噴き出した。

—会社側の説明する「有期労働契約の雇い止め等に関する基準」—

会社側は、平成20年3月から改正適用となつた「有期労働契約の雇い止め等に関する基準」—  
「1年を超えて継続勤務している者、有期労働契約を3回以上更新して

合には30日前の予告に基いて、5名の方に対し、基準どおり30日前に「雇い止め」の予告を行つたとの説明に終始した。

もともと、会社には有期労働契約者などの人達には「タイムカードで出退の時刻を打つてもらう、これに対して正確に賃金を支払う」というだけで、そこに労務管理という意識の持ち合わせはなかつた。

いわば守る労務管理、それもその一端に過ぎず、「雇い止め」に際しても厚生労働省関連の基準の枠を説明するに過ぎなかつた。

—有期労働契約者などに対する攻める労務管理の一端—

有期労働契約者の中には、6ヶ月雇用契約を更新し、10年以上も勤務している人もいる。

しかし、期間を定めて雇用している有期労働契約者については一期間を定めての雇用ーのみの理由で「中退共」に加入しておらず、有期労働契約者にかかる就業規則は作成しているが、退職金に関する規定はなく従つて退職金の支給はない。

しかし、正社員のなかには入社から5年たつたところで退職を申し出て、さつさと辞めていく者もいるが退職金は支給され

しかし、期間を定めて雇用している有期労働契約者については一期間を定めての雇用ーのみの理由で「中退共」に加入しておらず、有期労働契約者にかかる就業規則は作成しているが、退職金に関する規定はなく従つて退職金の支給はない。

—「雇い止め」をせざるを得ない事業運営上の実情—

—「雇い止め」を予告する担当者の苦悩—

など、丁寧な説明が必要であつた。さらに、もし有期労働契約者に対してー「中退共」に加入していればーいくらの退職金がいつ頃、あなたの口座に振り込まれると「雇い止め」の予告に併せて説明することができた。

丁寧に相手の身になつて説明をすれば、相手も耳を傾けて聞いてくれる。これが労務管理の真髄である。

正社員には就業規則に関連して「退職金規定」を設け、正社員の退職に際して退職金を支給している。

攻める労務管理として有期労働契約の人達にも「中退共」に加入していれば、と今更悔やんでもこれは後の祭りである。

攻める労務管理・守る労務管理の真髄